

平成30年12月11日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員15名)

1番	中	谷	松	助
2番	福	田	晃	悦
3番	稲	岡	健	太郎
4番	南		正	紀
5番	寺	井		強
6番	堂	下	健	一
7番	南		政	夫
8番	下	池	外	巳造
9番	須	磨	隆	正
10番	越	後	敏	明
11番	田	中	正	文
12番	富	澤	軒	康
13番	櫻	井	俊	一
15番	戸	坂	忠	寸計
16番	久	木	拓	栄

(欠席議員1名)

14番	林		一	夫
-----	---	--	---	---

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
総	務	課	長	新	田	辰	巳		
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦
税	務	課	長	岡	部		亮		
住	民	課	長	西		清	孝		

健康福祉課長	山口 勝 好
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	前 田 稔
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

- 日 程 第 1 町長提出 報告第25号ないし第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに町政一般（質疑、質問）
- 日 程 第 2 町長提出 報告第27号及び第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに請願第7号及び第8号（委員会付託）

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第25号ないし第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに町政一般（質疑、質問）

南政夫議長 次に、町長から提出のありました報告第25号ないし28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

2番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。2番 福田晃悦です。本日は通告どおり2点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問です。町内保育施設のエアコンの設置状況と今後の計画についてお伺いいたします。

本年は異常な猛暑が日本列島を襲い、最高気温が40度を超え、命に危険が及ぶ暑さとなりました。近年の異常気象の連鎖である経験したことのない超高温の猛暑は、今後も続くものと予想されており、全国的にも気温の影響を受けやすい子どもや高齢者を守るため、さまざまな施設への冷房設備の設置が急がれるようになりました。

近年の記憶に新しい夏の猛暑は平成22年のものであり、鹿児島市では、最低気温が25度以上もの熱帯夜が51日間も続き、熱中症で死亡した人は全国で1,700人を超える年でした。しかし、本年はまだ最終確定数は発表されておきませんが、7月末時点の数字で既に熱中症死亡者数は1,000人を超えており、今年の長高温の、猛暑は大変なものであったと言えます。また、総務省消防庁によると、本年4月30日から8月末日までに熱中症で救急搬送された人は、全国で9万人にもものぼることです。

8月には、岐阜市の病院で、熱中症の疑いがある高齢者の入院患者5人がお亡くなりになりました。酷暑が続く中での惨事で、故障したエアコンが修理されなかったためとみられ、入院患者50人のうち80代の男女5人が同月26日から28日に相次いで死亡しました。院長によると、26日からエアコンが故障し業者に修理を依頼しましたが、1か月はかかると言われたため、病院は扇風機を置き、一部の患者をエアコンの効く病室に移しましたが、死亡した5人のうち4名はエアコンの止まった病室に残っていたとのこと。8月には、愛知県でも、校外学習から冷房のない教室に戻った小学1年生の児童の尊い命が犠牲となりました。

近年の家庭用のエアコン使用への意識も、暑いときだけから暑ければ一晩中に変わりました。部屋を冷やす、水分をとるがかなり浸透したとされますが、それでも熱中症の脅威を考えますと、冷房はかつては贅沢品と言われておりましたが、今は命を守る必需品となっております。

また、近年は、学校教育においても夏休みの前から気温が高く、夏休みが終わった後も厳しい残暑が続き、冷房がない教室は暖房がないのと同じと認識する必要があり、児童生徒の命と健康を守るために、全国的に各自治体は全校の冷房化を急いでおります。

県内では、金沢市の山野市長が、市立小中学校の普通教室に、来年度から3年程度ですべての普通教室に冷房を設置する方針を示しました。金沢市では、保健室や音楽室などには冷房設備が入っているものの、児童が多く時間を過ごす普通教室には扇風機しかありませんでした。その理由について金沢市教育委員会はこれまで、普通教室の数が1,000を超えるため、不公平感なく全校に空調を整えるのは困難と説明しておりました。

同市が全小中学校の普通教室にエアコンを設置する場合は、おおよそ数10億円を要するとみられておりますが、それでも、児童生徒の安全と健康は最優先で守らなければならない、山野市長が来年以降も酷暑が続く可能性を想定して、子どもの安全安心を確保し、熱中症から守らなければいけないと判断したのは、適切というより当然の産物であります。その他、県内では、本町も含めた6市町で、全小中学校の普通教室に冷房が導入されております。津幡町でも現在は普通教室に冷房設備はありませんが、矢田町長は導入を検討する考えを示しました。

以上述べましたとおり、小中学校への冷房設備の普及の動きは、全国的にも報道や紙面の影響もあり、行政によってはやや対応に差はあるものの、注視されるようになりました。しかし、より体温調整機能が未成熟な児童や乳幼児が通う保育園や幼稚園については議論が薄いのが現状であります。

なぜ、乳幼児や園児などの最も弱く尊い命が、夏の猛暑にさらされながらも話題とされないのか。全小中学校にはある夏休みがないのに、冷房設備がない部屋での保育・幼児教育は行われているのか。私自身、町内の保育園に子どもを通わせながらも、常に疑問に思っておりました。

これは、私が調べたその理由ですが、現在の保育施設に冷房設備設置の定めが

ない理由は、厚生労働省が定める保育所の設備運営基準にありました。昭和23年厚労省令第63号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で区分された、従うべき基準、参酌すべき基準に従い、都道府県・政令指定都市・中核市が条例により定めるとされておりますが、同基準の保育所設備には、調理場や遊戯室等の設置や入園児1人当たりの最低面積等の定めはありますが、空調などに関する設備に定めは一切ありません。

参酌すべき基準も、1、屋外遊戯場の設置、2、必要な用具の備え付け、3、耐火上の基準、4、保育時間、5、保護者との密接な連絡の5点のみであります。ただし、欄外には、従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能であるとも記されております。

この基準により、全国の保育施設も似たような状況が起こっております。この理由の説明を求められたとある保育園は、幼児は大人より体温調整機能が優れていないため、冷房病になる恐れがあるためと話したとも聞いております。35度を超える猛暑の中で、エアコンで26度から28度程度に温度調整した部屋にいるのと外気温と同じ部屋にいるのでは、どちらが子ども達の体に負担となるのかは言うまでもありません。

本町では、町立保育園、民営こども園がありますが、現在の冷房設備設置状況はどのようになっているかお聞かせください。また、その状況を踏まえ、今後の設置計画はあるでしょうか。町長のご答弁をお願いいたします。

次の質問です。お悔み手続き一元化コーナーの設置についてです。

大切な家族を亡くしたばかりの遺族にとって、死亡時の行政手続きは、不謹慎な言い方かもしれませんが、わずらわしいもの。そうそう経験するものではなく、戸惑った方も少なくないはずです。そうしたときに、ご遺族が行政で行うさまざまな死亡時手続きについて、すべての諸手続きを一元化し、専用の窓口を設けるサービスが全国でも注目を集めております。

大分県別府市では、約2年前から手続きを一元化するサービスを開始し、それにかかる時間を3割程度短縮させました。今年の春、同市役所地下1階のおくやみコーナーを市内に住む5日前に弟さんを亡くしたばかりの55歳の女性が訪ねたときのお話です。女性は、弟の個人情報などをお客様シートに記入し、担当職員から手続きが必要な各課の場所や必要書類などが記された一覧表の説明を受け、

30分程でこのコーナーを終えました。この女性はこのコーナーだけの手続きで終了しましたが、通常、遺族の多くは、この後必要な関係各課を回り手続きに入ります。あちこちに行かないといけないと思いましたが、そんなことはなかった。今日で一段落、これから母とゆっくり弟の思い出に浸れます、と女性は帰ったそうです。

通常の流れですと、担当する職員3人は、まず遺族に、このたびはご愁傷様です、と声を掛けることから始め、遺族は、お客様シートに死亡者の氏名、生年月日、高額医療費や葬祭費の振込先金融機関名など必要事項を手書きで書き込みます。担当職員がパソコンにこのデータを入力すると、手続きが必要な課が抽出され、関係書類が一括作成され、遺族はどの課を回ればいいのか、どんな書類が必要かなどを記した一覧表について説明を受けます。

その後、必要な関係課へ行き、死亡者の情報は庁内のネットワークで関係各課に既に届いているため、遺族が訪れる前から準備にとりかかれます。各課を回るができない場合は、関係課職員がコーナーに来て手続きすることもでき、遠方に住み来庁できない遺族には、電話で必要事項を聞き取り、書類を郵送するサービスも行っております。

同市によりますと、年齢や保有資産などで違いますが、死亡時には最大13課の63種類の書類が必要であり、コーナーを設置する以前は手続きに疲れて、明日また来ると帰ってしまったり、何枚書かせるのかと憤慨したりする市民もいたとのことですが、設置後はトラブルもほとんどなく、極めて順調であるとのことでした。

この取り組みは、2015年7月に発足した若手職員11人による住民サービス向上のためのプロジェクトチームで検討され、新しい視点で政策提言してもらう市長の肝いりプロジェクトでありました。同プロジェクトチームは、窓口業務に焦点を当て、特に煩雑な死亡時手続きに関して専用コーナーの設置の提言しました。

これを受けて、2016年4月から、財産活用課が中心となり、複数ある関係書類の共通項目を調べるなどして仕組みを構築し、関係各課への説明なども急ピッチで進め、1か月後の5月16日にコーナーを開設、業務を開始しました。

コーナー開設から既に約2,800人以上が利用し、アンケートやインターネットを通して、大変助かった、丁寧に説明してくれた、市民の側に立って対応してくれた、などの声が寄せられており、同市は、市民に寄り添う気持ちを忘れず、小

さな改善を積み重ねていくべく、システム改善や転入・転出届など他の業務にも適応できないかを検討しているとのこと。このほかの全国の自治体では、三重県松阪市、兵庫県三田市、神奈川県大和市などで同じような取り組みをしております。

県内では、小松市が初めて本年11月5日、同サービスであるお見送り手続きデスクを新設しました。庁舎1階にある予防先進部医療保険サポートセンターに設置し、市税や水道利用者などの名義変更など、最大で55件の手続きができるそうです。市民サービス課が死亡手続きを受理後、各課がそれぞれ必要な手続きの有無を確認し、手続きデスクにあらかじめ必要書類をそろえておき、遺族が葬儀を終え手続きを訪れると、仕切りのある個室スペースで各書類に記入してもらい、職員がヒアリングを行います。

同市サポートセンターでは、これまで医療、介護保険などの17の手続きを扱ってきましたが、お見送り手続きデスクでは、印鑑登録証や防災行政無線の返還などすべての手続きが済むようになっております。また、空き家バンクなど今後必要になるかもしれない制度、更に自動車税や相続登記といった市以外の手続きや制度も紹介されます。

さらに、死亡届の提出時に、諸手続きをまとめたガイドブックを窓口で渡し、デスクの利用方法の案内も開始されました。市内では年間約1,100人の死亡届が受理されており、同市センター長は、遺族に寄り添って手伝いし負担軽減につながればと話し、本サービスは開始から約3週間で72件の利用があったとのこと。悲しみに暮れる遺族に寄り添った、たらい回しゼロのこの取り組みは、住民サービスの更なる向上につながると考えますが、本町での導入の検討について、町長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員の町内保育園等の冷房設備設置状況と今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

今年の夏は、最高気温が連日30度を超える猛暑が続き、県内でも7月の平均気温が歴代最高を記録するなど最も暑い夏となりました。本町でも保護者や保育士

から、これまで聞かれなかったエアコン設置の要望の声が出てきました。

このような予想をはるかに超える猛暑は、熱中症などの危険性があるため、改めて7月下旬に各園の保育状況の確認を行いました。公立保育園のエアコン設置状況については、とぎ保育園には、遊戯室を除くすべての保育室にエアコンが設置されております。志賀地域の各保育園では、体温調節機能が未発達な0歳から2歳児の乳児室にはエアコンを設置しておりますが、3歳から5歳児の保育室にはエアコンが設置されていないため、暑い日には乳児室に移動するなどの工夫をしておりましたが、給食時にはスペースの問題があり、エアコンのない保育室で食べている園もありました。また、民間の認定こども園については、すべての保育室にエアコンが設置されておりました。

以上の結果を受けて、公立保育園についても、全保育室へのエアコン設置の必要性を再認識し、緊急を要する保育園から順次設置することとしましたが、今回、すべての保育室にエアコンを設置することができませんでした。そのため、異なる年齢の子ども達をエアコンが設置されている保育室と一緒に保育をし、快適な環境で過ごすことができるように対応したところであります。

今後の計画については、現在、公立保育園のあり方について、園児の推移や施設の老朽化、民間のこども園とのバランスなどを考慮しながら検討を進めているところであり、全保育室へのエアコンの設置についても考慮しながら、すべての園児に快適な環境を提供できるよう計画的に進めていきたいと考えております。なお、参考までに、志賀町のすべての小中学校には、エアコンが設置済みでありますので、よろしく願いをいたします。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。なお、お悔やみ手続き一元化コーナーの設置についての質問は、担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

福田議員のお悔み手続き一元化コーナーの設置についてのご質問にお答えいたします。

現在、本庁舎では、住民課総合窓口において、死亡時の諸手続きに関する受付を行っており、すべての手続きの概ね7割以上を総合窓口で完了できる体制とし

ておりますが、町税や水道などの手続きについては、関係課へご案内させていただいているところであります。また、富来支所においては、実質、窓口1か所ですべての手続きが完了できる体制となっております。手続きには1時間半程度かかることもありますが、本庁・支所ともに丁寧な説明に心掛けており、現状で、手続きの対応に関するご遺族からの不満はお聞きしておりません。

議員ご指摘のように、全国では大分県別府市や三重県松阪市など、県内では小松市というように、比較的人口規模の大きい自治体において、死亡手続きに特化したコーナーを開設しており、全国的に手続きの一元化に取り組む自治体が増えてきております。

本町におきましても、死亡手続きに伴うご遺族の負担軽減は必要であると考えており、ご遺族の方が死亡手続きで総合窓口に来庁された際、これまで関係課へご案内していた手続きについても、関係課の職員が総合窓口に出向き対応にあたるなど、関係課と連携をとり、死亡手続きにおける総合窓口でのワンストップ化を進めていきます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

おはようございます。4番 南正紀です。今定例会においては、先の通告に従い4点の質問をさせていただきます。

最初に、水道事業の将来についてお聞きいたします。

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

国土交通省の推計によると、平成45年度末に建設後50年を経過する社会資本の割合は、道路橋で約67パーセント、トンネルで約50パーセント、河川管理施設で約64パーセント、港湾岸壁で約58パーセントとされており、その更新作業の困難さを示しております。

このような中で、社会インフラの老朽化に対する国民の不安は高まっております。2012年12月2日には、中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板の落下事故

が発生し、道路構造物が通常の供用状態で落下し、死亡者・負傷者が生じるといふ我が国において例を見ない重大な事故となりました。国土交通省において実施したアンケート調査によりますと、この事故の後、社会インフラの老朽化問題を認知している人の割合と社会インフラの今後について不安に思う人の割合は高まっており、人々の社会インフラの老朽化に対する関心は高まっていることが伺えます。

約40兆円にもなるとされる水道施設の多くも、高度経済成長時代に整備されたもので、これらの施設が老朽化し更新時期に入りつつあります。住民利益のために水道料金を安く抑えてきた結果、多くの自治体では、現在の料金ではこれらの更新工事を賄えない状況にあります。厚生科学審議会の資料によれば、現在の水道管の更新率であれば、すべての管路を入れ替えるのに約130年もかかるとされています。

公共性のためにできるだけ低く抑えた水道料金、水道事業のシステムではこれらの問題を解決することが難しいため、民営化によって民間企業の資本や経営手法を利用して負担を回避するといったことが、水道民営化の主な狙いであります。

本国会にて審議、6日可決された水道事業を民営化しやすくする改正水道法は、経営悪化が懸念される水道事業の基盤を強化し、水道を運営する自治体などに適切な資産管理を求め、事業の効率化のため広域連携を進めるものであります。

さらに、コンセッション方式と呼ばれる民営化の手法を自治体が導入しやすくすることが盛り込まれております。コンセッション方式は、自治体が公共施設や設備の所有権を持ったまま運営権を長期間、民間に売却できる制度であり、水道事業では導入例はありません。自治体が給水の最終責任を負う事業認可を持ったまま導入できるようにし、促す狙いがあるようです。

ただ、民営化が先行する海外においては、料金の高騰や水質の悪化等の理由で、再公営化されるケースが多く見られる点、民間参入は利益が見込まれる地域に限られ本質的解決に至らないのではないかなどの懸念等、さまざまな不安要素も抱えられております。

比較的、水資源に恵まれた本町の水道については、現在においては何の不安も抱かれませんが、管路の老朽化は刻々と進行しており、自然災害時の破断の不安もあります。本町における水道事業の将来について、現時点での町長の見解をお

聞かせください。

次に、東京オリンピック、パラリンピックにおける合宿誘致についてお聞きいたします。

2020年オリンピック、パラリンピック開催により、全国的にその経済効果等が大きく期待されているところであります。2025年の万国博覧会も大阪での開催が決定し、我が国の経済は当面安泰ともされておりますが、その恩恵のほとんどは首都圏、大都市圏が享受するものであり、我々地方部においては、独自の活性化策を見出していかなければなりません。オリンピック事前合宿誘致については、その有効な施策のひとつであり、全国各地が名乗りを上げ誘致合戦となっております。

東京オリンピック開幕まで2年を切りました。大会に参加する国や地域の選手らと交流するホストタウンの自治体は305だそうであります。このうち8割以上が事前合宿の誘致も合わせて行っています。この事前合宿に使う競技施設に全国のホストタウンがどのくらいの整備費用をかけているかを調査した結果によると、新築で692億円、改修で280億円、総額で973億円にのぼるとのことです。施設整備につきましては、オリンピックのみを目的としたものではなく、その後の有効利用を見据えたものであることは言うまでもないのかもしれませんが、少々加熱しすぎではと見る向きもあります。

事前合宿の誘致による受け入れ自治体の効果として期待されているものとしては、選手団が宿泊や観光等に費やす経済効果や合宿誘致を対外的に広報することで得られるシティープロモーション効果が挙げられます。ほかにも、練習公開や地元での交流会などの相手国との国際交流に加え、地元のおもてなしなどの活動によるコミュニティ意識の醸成や青少年への教育効果などが挙げられ、地域の活性化につながることを期待されています。

本町も、元来お家芸ともされるレスリングにおいて、合宿誘致が検討されてきました。今回、町長自らが営業マンとして、アゼルバイジャン、ジョージア両国を訪れることとなりますが、是非とも良い結果をと期待するところであります。ここで、町民の注目するところは、その費用対効果となりますが、期待される効果について詳細な説明を求めます。

続いて、希少生物保護活動に対する支援についてお聞きいたします。

我々が、幼少期にごく当たり前に接していた生物が、今日絶滅の危機に瀕しています。ほ場整備等により生息環境を奪われたトミヨもその一種であります。トミヨはトゲウオ目トゲウオ科の魚で、背中に7本から10本のトゲがあり、胸から尾にかけて約30枚の鱗板が並びます。

淡水、汽水から海水まで生息しますが、きれいな冷水を好むため、北海道以外の日本では、水温の低い湧水池や、その水が流れ出る小川などの淡水環境に生息しています。体長は5から6.5センチ、雄が水草などを使って球状の巣を作り、産みつけられた卵を保護するのが特徴です。水質の変化や濁水の影響を受けやすく、石川県内では本町末吉地区の鷺池のほか、白山市と能美市でしか確認されておらず、いしかわレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類になっております。

末吉区では、ほ場整備事業に着手したのを契機に、平成14年に30年以上放置されていた鷺池をビオトープとして整備しました。以降、末吉トミヨ倶楽部を中心に、地区内の堀松小学校や老人会、壮年団、婦人会がアシの刈り取りや汚泥の除去などを行い、地域を挙げてトミヨ保護の環境保全活動に取り組んできました。失われると二度と取り戻すことができない貴重なトミヨの保護活動に対しては、町としても支援が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後に、間嶋教育長就任に際する抱負についてお聞きいたします。

このたび教育長に就任された間嶋氏におかれましては、教育現場においても数々の実績を残されてきたことと承知しております。先般の議会全員協議会の席上でお聞きしたご挨拶からも、今後の教育行政にかける強い情熱を感じさせられました。

しかしながら、近年、穴田氏、守田氏と称賛に値する功績を残された教育長の後任となれば重責を痛感されていることと推察されるところであります。今回、どのような信念のもと、その職責を果たしていかれるか、広く町民の皆様にお伝えいただきたく、就任に際しての抱負をお聞かせください。

以上で、質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の東京オリンピック、パラリンピックにおける合宿誘致についてのご質問にお答えをいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催まで2年を切り、全国的に大きな盛り上がりを見せる中、事前合宿には、全国で500以上の自治体が誘致活動を展開しております。本町でも2年前からレスリング競技で合宿誘致を進め、昨年、担当職員がアゼルバイジャン共和国を訪問し、事務レベルでの交渉を進めてきたところであります。

そして、今回、南政夫議長に同行をお願いし、私自身が誘致に向け、アゼルバイジャン共和国とジョージアの2か国を訪問し、オリンピック委員会やレスリング協会のトップの方々との面談により、今後の合宿誘致につなげていきたいと考えております。

議員ご質問の費用対効果については、オリンピックは、国レベルでは大きな経済効果が期待されますが、本町では事前合宿のみならず、スポーツの振興、交流人口の拡大、そして、国際交流の促進を図り、地域の活性化につなげていきたいと考えております。また、本町の子ども達には、練習見学会や交流事業を通して、世界トップレベルのアスリートや海外の文化に触れる絶好の機会となり、大きな夢や希望をもたらすものと確信しております。

今後、合宿誘致が決まれば、内閣府が進めるホストタウンに登録され、スポーツ以外の文化交流や産業的交流などにも国の財政支援がありますので、ホストタウンとして国際的な交流を進め、活力ある地域づくりにつなげていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしくお願いいたします。

南政夫議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長：はい、議長。

南正紀議員のご質問にお答えをいたします。

南議員には、教育長着任にあたっての抱負ということで発言の機会をいただき感謝を申し上げます。本町では、現在、児童・生徒数の減少や志賀地域の小学校の統合などにより、学校教育や生涯学習のあり方は大きな変革期にあります。そのような中で、このたび教育長を拝命しまして、その職責の重さを痛感しているところでありますが、これまでの私の教職経験に基づき温めておりました教育モ

デルの方向性につきまして思いを申し上げたいと存じます。

本町の小中学校におきましては、ご存じのとおり志賀小学校の建設、富来中学校の移転・改修など、ハード面におきましては整備が進められ、他の市町と比べましても大変すばらしい教育環境にあります。そこで私は、今後、志賀町ならではの特色ある教育モデルを編成のうえ実施し、ソフト面の更なる充実を図っていく必要があると考えております。

その背景・理由といたしましては、次のことが挙げられます。このたびの私の着任時から新教育委員会制度へと移行し、今後は総合教育会議の開催により、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有しながら、教育行政を推進することが求められることとなりました。

また、学習指導要領の改訂による本格実施が小学校では2020年度から、中学校では2021年度からと迫っており、現在、試行している小学校からの英語教育やプログラミング教育の実施とともに、小中学校で道徳が教科として位置づけられるなど、新しい内容が組み込まれ、着実に実施していく必要があります。

さらに、本町の小中学校については、志賀地域、富来地域に小中1校ずつの配置となり、9年間の一貫した教育に取り組むことができる環境となった一方で、これまで実施してきた大会をはじめ、学校や地域単位での行事が徐々に縮小され、開催できない状況となっております。

こうした子ども達を取り巻く環境が変化していく中で、本町の小中学校の特色を活かし、これまでの学校教育・生涯学習施策を融合させた志賀町版の学校教育モデルの編成及び実施に取り組んで参りたいと考えているものでございます。

具体的な取り組みとしましては、次の3つを施策の柱といたします。

まず、第1の柱は、何を学ぶかという内容としての9年間スパンの学習プログラムであります。特色として、町の施策として実施している外国語活動推進事業、青少年海外派遣事業などと連携する英語活動・英語科と、地域文化活性化事業、郷土芸能育成事業などと連動するふるさと学習を位置づけます。

第2の柱は、どのように学ぶかという方法としての学習スタイルであります。小中学校9年間で指導する、基本となる学習方法や指導方法を明確にすることで、子ども達に必要な資質・能力を段階的に育成いたします。

第3の柱は、学びの土台としての学校・地域連携学習ベースであります。この

分野では、地域連携の基盤となる特色ある取り組みを行います。本町の伝統ある版画展、美術展、連合音楽会、文学作品コンクール、綱引き、レスリング、ホッケーなどの文化・スポーツ行事を精査・統合するとともに、世代間交流、大学との地域連携推進事業などの生涯学習の各事業、更に地域防災教育などと連携いたしました活動を実施していきたいと考えております。

まだまだ素案の段階ではありますが、総合教育会議で協議を重ね、子ども達の健やかな成長のために、本町の教育環境にマッチした実効的な教育モデルを編成・実施していくことが、当面の私の使命であると考えております。

最後に、私はこれまで、小中学校の教諭から校長、県及び町の教育委員会と、さまざまな教職現場を経験して参りました。統合前の志賀小学校を含めると、町内の小中学校4校すべての学校に勤務させていただきました。

これらの経験を活かし、更に研鑽を重ね、保護者の皆様をはじめ地域の皆様の付託に応えていきたいと決意をいたしております。児童・生徒のいじめや不登校、教員の働き方改革など、学校教育における課題も山積しておりますが、これらにつきましても、今後、誠心誠意取り組んで参りますので、議会の皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の教育長着任の抱負とさせていただきます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 関田まち整備課上下水道室長。

関田勝行まち整備課上下水道室長 はい、議長。

南正紀議員の水道事業の将来についてのご質問にお答えいたします。

昨年度策定した志賀町新水道ビジョンは、安全・持続・強靱を基本理念とし、厳しい事業経営を改善するため、中長期的な事業計画を定めたものであり、人口及び使用水量の将来予測、施設の統廃合や耐震化、老朽管の更新などを盛り込んだ平成30年度からの10か年計画であります。

現在、本計画に基づき、管路の老朽管更新工事や施設の耐震化工事を行っているところでありますが、本町の管路の総延長約433キロメートルのうち、法定耐用年数の40年を経過した管路が3割弱の約125キロメートルあり、今後も、更新工事等に伴う費用負担が続くとともに、人口減少に伴う収益の悪化が懸念され、今後の経営状況はより厳しくなっていくものと見込まれます。

水道事業は、使用料で運営している事業であります。このような状況を踏まえると将来的には使用料を上げざるを得ない時期がくると思われますが、その時期が少しでも先送りできるよう努力していきたいと考えております。

なお、今国会で成立した改正水道法に関してであります。主な内容である水道事業の民間委託については、民間企業が参入を希望するのは利益が見込める都市部が中心と推測され、人口減少が著しい地方部への参入は難しいものと思われ。また、水道事業の広域連携については、県水を利用していない本町にとって、近隣市町との連携・広域化は難しいのではないかと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 平井生涯学習課長。

平井清生涯学習課長 はい、議長。

南正紀議員の希少生物保護活動に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

絶滅のおそれのあるトミヨは、北陸以北の日本海側の水温の低い湧水池などに生息し、水質の変化や濁水の影響を受けやすいため、各地で絶滅の危機に瀕しており、県内では、手取川扇状地と本町だけで生息が確認されております。

このような中、地元のトミヨの里や末吉トミヨ倶楽部の皆さんが、日頃から鷺池などの生息地を管理しており、能登地域の4市5町で構成され、世界農業遺産の認定に取り組んできた能登地域ジアス推進協議会の支援を受け、観察会を実施するなど精力的に保護活動に取り組んでおります。

町としましては、今後とも、イカリモンハンミョウを含め、希少生物の生息地を大切に守り、末長く保全したいと考えておりますので、地元の皆様と保護活動について前向きに協議を進めさせていただきます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 5番 寺井強君。

寺井強議員 はい、議長。

おはようございます。5番 寺井強です。それでは、通告に従い3点質問をさせていただきます。

1点目は、富来病院の経営状況についてであります。

多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のため、医療提供体制

の維持が極めて厳しい状況下にあると言われていた中、富来病院では平成28年度に、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点から、町立富来病院新改革プランを策定した経緯があります。

現在、富来病院においては、改革プランの実効に向け、日々努力を重ねていると思います。町長からの提案理由にもありましたが、今回、改革プランの一環により、本年10月から地域包括ケア病床を設置し、来年1月からは介護医療院を開設すると聞き及んでおります。富来病院は、志賀町で唯一の町立病院であり、地域にとって必要不可欠な医療機関であると認識しております。

ただ、ここ数年、富来病院の経営状況については決して良好とは言えず、昨年度の決算額を見ても経常赤字を計上しており、依然厳しいものと推察いたします。職員の方々には、赤字経営解消のためにも、不断の改革を進めていただくことをお願いいたします。

町長にお尋ねいたします。病院改革を推進していくにあたり、経営改善に向けた富来病院の現在の経営状況と今後の見通し、及び富来病院の将来に向けた方向性をお聞かせください。

2点目は、病院の業務・接遇改善についてであります。病院へ来院される方は、病気等で苦しい、辛い、痛いなど色々な病状を抱えた方が大半であり、そんな中、すぐにでも診察してもらいたいというのが患者さんの心情であります。病院に待ち時間は付き物と私自身認識しておりますが、それでも富来病院へ行くと診察までの待ち時間が、非常に長い等の苦情が寄せられているのも現実であり、以前から富来病院の待ち時間の長さは問題視されています。

何年か前に電子カルテを導入され、業務の効率化のもと、待ち時間の短縮を図っていくと言われていたことを記憶しておりますが、一向に改善されていないような気がします。また、最近では、富来病院で診察を受ける際、ある病院スタッフからの気配りのない言動や対応の悪さにより、不快な思いをされた方もいると聞いております。病院に勤務されているスタッフのほとんどの方は、温かく親切な方々であります。こういった行為のひとつが富来病院全体に対し、悪い風評を及ぼすのではと思います。富来病院の外来患者数も年々減少の一途を辿っていると聞いています。原因としては、地域内の人口減少が主要因であると思

ますが、こういった風評も一端としてあるのではないでしょうか。

現在、富来病院では改革を推し進めているようですが、患者数の減少は経営状況にも直結し、改善に影響を及ぼし兼ねないと考えます。患者さんの富来病院離れに歯止めをかけるためにも、ひいては富来病院の今後の発展・存続を願う上で、地域住民が安心して心のよりどころとして通える病院となることを期待しております。そのためには、富来病院が掲げている親切・信頼・快適の病院理念を今一度見つめ直し、地域住民に寄り添った医療提供体制を構築していただきたいと思っております。

町長にお尋ねいたします。富来病院の診療待ち時間について、解消のため現在、何か対策を講じているのか、また改善の方向に進んでいるかご見解をお聞きします。また、病院スタッフの接遇・マナーの徹底について、今後、患者さん側に立った指導や研修などを積極的に取り組んでいくべきと思いますが、町長のご見解をお聞きいたします。

次に、町の歴史遺産の保存と活用について質問いたします。

志賀町町民憲章の中に、学び合い創造力豊かな人と文化を育てる町を作りますという一節があります。旧石器時代以前より縄文式時代、弥生式時代の遺跡を通し、奈良時代の渤海国との交流の足跡、明治時代の金山跡地など歴史文化の薫る本町において、歴史遺産がどのように守られ、今後の利活用につながっていくのか何点か質問いたします。

文化庁において、平成7年に近代の文化遺産と保存と活用について報告書がまとめられている中で、近代の文化遺産は、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術のいずれの分野をとっても、開発の進展、技術の進展、生活の様式の変化により、消滅や散逸等の危機にさらされているものが多く、他方いまだ必ずしも文化財として定着していないため、保護措置が十分に講じられていないという状況にあると思っております。これらは、いったん失われてしまうと復元ができないものでもあり、価値があると認められたものについては、適切に保存し後世に継承していくことが現代に生きる我々の責務であると考えます。

本町においても、昨年、地域の隠れた魅力発掘事業で調査された富来鉦山坑道調査結果や資料や文献、また、現在各担当課にて保管されている文化財・歴史遺産の保存が散逸しないよう一括で保存管理をしていく方法はとれないのかお尋ね

します。また、現在、富来支所には、作次郎故郷記念館、さくら貝の里資料館、図書館が併設されていますが、一体管理資料館として同一に保管管理ができないのか。今後は観光資源としての活用、また、町民の教養を深めるための歴史文献として、小中学校の教育教材としての活用も視野に入れた検討と可能性についてお尋ねします。

最後の質問になりますが、婚活事業と交流事業の創出について質問いたします。

就活ならぬ婚活という言葉が頻繁に耳に入るようになって久しく感じます。日常生活においてなかなか出会いの場のない独身の方々の多くが、いろいろな出会いの場として結婚支援イベントに参加するという活動をもって、自身の伴侶となる人を探すようになっていきます。少し昔であれば、お見合いや地域の人からの紹介といったものや、自分の住んでいる地域とか職場に多くいた若い男女同士の交流の中から交際に発展し、結婚に至るという場面も多かったと思います。

町では、出生率の上昇及び社会動態の向上の改善を見込み、将来人口の目標を2060年で約1万1,000人と設定していますが、社人研と比べ2,100人程度多く設定されています。今後、本町の目標数、また、それ以上の数値を維持するためにも、婚活事業の必要性を痛切に感じるものであります。現在、多くの自治体において結婚支援事業が実施されています。

本町においても、今年より町の婚活・移住コーディネーターとして志賀町出会い協議プロジェクト地域おこし協力隊員として、重浦薫氏を迎えて活動中とのことです。町職員滝川氏はインターネット上で、就任後、1年目の仕事内容は、志賀町で暮らす方々の現状や結婚観の把握、志賀町版婚活ポータルサイトへの登録の斡旋、志賀町ならではの婚活企画の立案などが想定されていて、1年目は地域のことを知り、ここで暮らす人々との交流を深めながら町の雰囲気を感じてもらえたらいいなと思っています。2年目は、1年目のリサーチをもとに婚活イベントやセミナーの企画、これはあくまでも希望ですが、3年目には、企画を通して結婚するカップルが生まれているとうれしいですね、と語っています。

就任後数か月しかたたない中、先般11月25日、シーサイドヴィラ渤海で開かれた婚活イベントも含め、現状での内容及び成果をお聞かせください。また一方、婚活を全面に出すようなものでなく、地域の活性化のための他の地域との交流支援事業として捉え、地域住民がみんな力で力を合わせて行うようなやり方を考えて

はどうか。

観光面などを含めた地域に来てくれる方へのおもてなしを地域主体で行う中で、さりげない出会いの場を設けるといった形で、その地域へのファンを増やすことも長期的に見て必要だと考えます。県外では、首長自らがトップセールスとして呼び込みに尽力する事例も見受けられる。地域住民がより積極的に関わる中で、行政も地域の活性化の一つのツールとして捉え、官民一体となった取り組みとして人を地域に呼び込む仕掛けを考えていくべきではないか。それが、地域に来て欲しいかどうかの本気度のバロメーターとなるのではないかと考えます。町長の意気込みをお尋ねいたします。

また、町長は、登録会員がまだ3名のしかまちむすび隊のお一人とお聞きしていますが、地元企業のオーナー等にも是非とも登録会員となっていただく働きかけと、併せて関係社員に対して強くしかまちむすびへの登録をお願いしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

寺井議員の富来病院の経営状況及び業務・接遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

まず、当病院の経営状況についてであります。平成29年度の決算では、医業収支で2億7,600万円余りの損失があり、町からの補助金・負担金を繰り入れた後の経常収支においても、約8,400万円の損失となっており、いわゆる赤字状態が慢性的に続いております。公立病院は、救急、周産期、小児医療等の不採算性部門を担う必要があることから、半数近くの公立病院が赤字体質であると言われておりますが、能登地区の公立病院の決算状況と比較しても、当病院が最も厳しい経営状況にあります。

このような状況の中で、当病院では、平成29年から32年の4年間を取組期間とする新改革プランに基づき、病院経営の健全・安定化に向け、改革に取り組んでいるところであります。今年度は、地域の医療実情や人口動向の変化に伴う医療需要を踏まえた地域包括ケア病床や、県内の公立病院では初となる介護医療院などの地域に必要とされる病床機能に再編することで、病床利用率の改善につなげ、

経営の安定化を図ることとしました。また、診療科についても、利用患者数や収益状況を考慮し、小児科と婦人科を休診する方向で検討を進めるなど、平成32年度までに経常収支を黒字化したいという目標を立てているところであります。

次に、待ち時間解消のための対策についてであります。待ち時間解消の取り組みについては、常勤医師が不足しているため、1人の医師が受け持つ患者数が多いことで、必然的に発生している状況でもありますが、患者数が多い診療科においては、予約制度を導入し、待ち時間の解消に努めているところであります。

しかしながら、予約で対応している場合でも、診察が長引いたり、救急患者等の受入れなどにより待ち時間が発生し、ご迷惑をおかけすることもあり、その対策として、希望者にはワンコインで血管年齢を調べることができるABI検査を行ったり、ミニリハビリ教室を開催するなどし、待ち時間を健康づくりのための有効な時間とすることで、不満の解消に努めているところであります。

しかしながら、待ち時間の最大の原因は、常勤医師が不足しているということですので、今後も医師確保に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、病院スタッフの接遇マナーの徹底についてであります。地域住民に信頼される医療を提供するためには、病院スタッフが人の命と健康を守る職責であることへの強い自覚と絶えず患者や家族の立場に立った対応が重要であり、このことを念頭に置いた対応の積み重ねが外来患者数を増やし、ひいては、病院経営の改善につながるものと考えております。

現在、毎月行っている診療会議等の後に、接遇・マナーのビデオによる研修や、各部署においては、サービスの質の向上に向けた活動に取り組むとともに、全体発表会を行うなどの研修を実施し、患者満足度の向上に努めております。また、病院に対する苦情等については、できる限り速やかに対応するよう指導しているところでもあります。

今後も、患者数等の動向を踏まえ、地域のニーズに対応した機能転換を図るとともに、業務の効率化や職員の接遇向上に努め、経営の安定化を目指した取り組みを推進していきたいと考えております。

以上、寺井議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 山下企画財政課ふるさと創生室長。

山下光雄企画財政課ふるさと創生室長 はい、議長。

寺井議員の婚活事業と交流事業の創出についてのご質問にお答えいたします。

本町の婚活事業については、平成28年度から志賀町出会い協働プロジェクト事業として取り組みを開始し、これまでに町内民間団体や専門業者による婚活パーティーが数回開催されておりますが、結婚相談としての窓口がないことや婚活イベントに対しても女性の参加が少ないことから、制度の見直しや新たな取り組みが課題となっておりました。このため、今年度は、独身男女の結婚相談に個別に対応し、結婚につなげるための取り組みである「しかまちむすび」として、地域おこし協力隊員を募集し、事業を推進しております。

議員ご質問の現状と成果については、結婚相談を希望される「しかまちむすび」への登録者数は、男性19人、女性3人となっており、うち1組が交際に発展している状況であり、問い合わせの件数も徐々に増えております。さらに、先般、西能登イルミネーションときめき桜貝廊の期間中に、シーサイドヴィラ渤海で開催した民間企業主催の婚活イベントには、町内外から男性19人、女性12人の計31人に参加していただき、1組のカップルが誕生したところであります。

今後も地域の皆様のご協力を得て、このようなイベントを実施していただくことで、町を挙げての結婚支援に対する機運が醸成されていくことを期待しております。

次に、議員ご質問の交流事業の創出については、町では、平成28年度に大和ハウス工業株式会社と移住定住等に関する協定を締結し、移住定住セミナーを行ってまいりましたが、今年度は、移住定住と婚活を融合した施策として、首都圏等での独身者向けセミナーの開催など、都市部からの若者の移住に向けた取り組みを推進し、志賀町に来ていただくことで、出会いの創出につなげていきたいと考えております。

さらに、結婚支援のボランティアである「しかまちむすび隊」については、これまでも志賀農協や商工会をはじめ、町内企業に対して協力をお願いしておりますが、現在、町長のほか2名の登録に留まっております。しかしながら、結婚相談を希望される「しかまちむすび」への登録者は増加しており、地域おこし協力隊1名では結婚相談に対応しきれないことが予想されることから、引き続き、女

性団体協議会や各種団体に対して協力依頼を行うとともに、議員の皆様をはじめ、地域の皆様にもしかまちむすび隊への登録をはじめ、各種事業に協力いただき、事業を推進していきたいと考えております。

本町としては、議員ご指摘の将来人口を踏まえますと、若者の未婚化・晩婚化が少子化の大きな要因の一つであると認識しており、今後も民間団体とも連携を図りながら、結婚を望む方々への支援に努めていきたいと考えております。

以上、寺井議員のご質問に対する答弁といたします。

(午前11時12分 久木拓栄議員退室)

南政夫議長 平井生涯学習課長。

平井清生涯学習課長 はい、議長。

寺井議員の町の歴史遺産の保存と活用についてのご質問にお答えいたします。

町が所有する文化財・歴史遺産については、町指定文化財の絵画は、志賀図書館南政善ギャラリーで常設展示しており、考古資料の高田遺跡の子持勾玉や山王丸山遺跡の管玉などは、教育委員会にて保管し、町民の皆様には、文化祭で特別展示コーナーを設けて公開しております。また、埋蔵文化財調査に係る出土品については、旧福浦小学校で一括管理しておりますが、富来鉾山などの歴史遺産は一体管理しておらず、各課で保管している現状です。

議員ご質問の既存の加能作次郎記念館やさくら貝の里資料館を含め、文化財など歴史遺産については、今後、富来支所や図書館、空き校舎などを活用し、小中学生や一般の皆様には展示できるよう検討したいと考えております。

以上、寺井議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、第4回定例会に際しまして、5点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、指定通学路に面したブロック塀対策についてであります。

6月の大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を受け、今、全国で学校指定通学路に面した私有地の危険なブロック塀の撤去、整備に補助金制度を創設し、改善の取り組みが広がっています。国の撤去等に係る支援について、防災安全交付金等の効果促進事業の対象とすることが可能であると連絡をしています。国の補助

率は地方負担の2分の1です。例えば、工事費の3分の2を補助する自治体の場合、そのうちの半分の3分の1を国が補助をしますので、実質的には、所有者3分の1、国3分の1、自治体3分の1となります。

(午前11時16分 久木拓栄議員入室)

ただ、撤去後の軽量フェンス等の設置に対しては、自治体独自の補助となりますが、この機会に危険と思われる学校指定通学路に面したブロック塀対策を安全確保の観点から緊急にとる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

(午前11時16分 堂下健一議員退室)

次に、小中学校体育館へのエアコン設置についてであります。

今年の夏には、災害級の酷暑の中、愛知県で小学1年生の児童が熱中症により亡くなるなど、痛ましい事故が発生しました。今後は、あのような猛暑日は毎年のように、それこそ7月の早いうちからあるものと思われれます。猛暑日の体育の授業や全体行事、災害時の避難所に使用される体育館には、エアコンの設置が必要であります。

国の支援策では、7割が交付税算入される緊急防災減災事業債があります。また、エアコン整備に係る電気代については、来年度から所要額の見込みを普通交付税に適切に措置をすると、11月22日、石田総務大臣の国会答弁がありますので、小中学校体育館へのエアコン設置も早急に取り掛かるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、国民健康保険における子どもの均等割減免の創設を、についてであります。

今、全国どこでも高すぎる国民健康保険税に住民が悲鳴をあげています。税滞納世帯は289万、全加入世帯の15パーセントを超えています。本町でも近隣市町の中ではトップクラスの6月1日時点で11.4パーセントとなっています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が、全日本民医連調査で、昨年1年間で63人にのぼっています。

そのような中、全国知事会などの地方団体は、国保を持続可能とするためには、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの負担率にすることを政府与党に求めています。

そのような中でも、自治体で出来るだけのことをしようと、今、少なくとも国保にしかない仕組みの均等割は世帯人数が増えるごとに負担が増えるため、子育て支援に逆行していると、独自で子どもの均等割の減免を実施するところが増えていきます。石川県下では、加賀市が既に実施をしております。

本町でも約600万円で廃止すらできます。本町国民健康保険会計には4億円以上の基金があります。財源はあります。子育て支援策でもある子どもの均等割減免を求めるものであります。

(午前11時20分 堂下健一議員入室)

4点目は、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

今や少子高齢化対策、子育て支援の決定版になりつつあります子どもの医療費窓口無料化について、本町、子ども達の虫歯や口腔崩壊にさせないための歯科検診集計の実態から、その必要性について述べたいと思います。

平成29年度の本町小中学校の歯科検診集計を見ますと、合計で約半数に近い48パーセントの児童生徒が初期のものも含めて要治療と診断され、そのうち半数以上の53パーセントの児童生徒が未処理となっています。

そこで一例を挙げますと、東京歯科協会の2017年調査では、窓口負担のない23区等と、そのほかの1回200円の定額負担が必要な市町村を比較。200円の負担がある自治体では、口腔崩壊の子どもがいた小学校は50パーセントで、負担のない自治体より約20ポイント多いなどの結果でした。同協会は、窓口負担の有無で口腔崩壊状態とみられる子どもの割合や受診率に差が出ており、たとえ少額の負担であっても口腔の状況に大きな影響を及ぼすと考えられるとしています。

本町でも同じようなことが考えられると思います。保護者の厳しい就労状況などの事情もあり、窓口負担の無料化など受診しやすい制度の整備が急務ではないでしょうか。本町でも子どもの医療費窓口無料化制度の創設を求めるものであります。

最後に、原子力防災訓練と志賀原発についてであります。

11月11日行われました石川県原子力防災訓練を視察しましたが、改めてその実効性を問うものとなりました。本町、特養老人ホームはまなす園では、明らかに福祉車両とその運転手の不足が歴然です。また、能登空港でのスクリーニングでは、放射性物質が付着していないか避難してきた車両の汚染の有無を確認し、除

染作業を行っていましたが、そもそもバスなど、車両の検査の場合、鉄道会社にあるような車両の底部を下から計れる作業空間施設、いわゆるピットや、屋根部で安全に検査できる足場設備を多数必要としますが、実際の完備は不可能に近いと思います。

そして、決定的だったのは、その訓練に参加されていたお方の言葉です。そもそもここまでしなければならぬものを動かさなければならぬのかということです。答えは明瞭です。確かに原発の場合は、しばらくの間の避難ではなく、事実上の移住を強要される異質なものです。これらを見据えた場合、やはり安全でクリーンでそれこそ資源の豊富な地球温暖化対策でもある自然再生エネルギーに一刻も早く切り替えて、志賀原発廃炉、原発ゼロに向かうべきと北陸電力にせまるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、5点をもって私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の原子力防災訓練と志賀原発についてのご質問にお答えをいたします。

原子力発電所から5キロメートル圏内に位置するはまなす園入所者の避難については、原子力災害対策指針及び町地域防災計画に基づき、放射性物質が放出される前の施設敷地緊急事態に該当する事象となった時に、避難を開始することとなります。入所者の中には、足腰の丈夫な方も多数おられますので、すべての入所者が福祉車両で避難するのではなく、大半の方はバスによる避難を想定しております。

なお、はまなす園は、放射線防護施設も整備しておりますので、入所者が一旦、防護区画内に屋内退避し、順次移動をしていくことが可能であると考えております。さらに、能登空港での退避時検査については、原子力規制庁が定める退域時検査・除染マニュアルに基づき、車両用ゲート型モニタによるスクリーニングにより、車両のタイヤ及びワイパー部分の測定を行っております。

なお、当該マニュアルの策定の経緯については、福島第一原子力発電所の事故の対応にあたった国、専門機関などの検証により、このような測定方法となっており、十分実行性があるものと考えております。

また、発電所の廃炉に対するご意見については、これまでも幾度となく答弁さ

せていただいておりますが、国のエネルギー基本計画では、原子力はエネルギーの安定性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造に寄与する重要なベースロード電源とされ、現在、北陸電力では、2号機の新規制基準を踏まえた安全性向上施策を実施しており、また、原子力規制委員会では、敷地内断層の審査が行われておりますので、町としては、その動向を注視しているところであります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。まず、国民健康保険における子どもの均等割減免についてであります。

国民健康保険税については、国の制度改革により、今年度から県から示された標準保険料率を踏まえて、固定資産税額を基に計算する資産割を廃止し、税率等の見直しを行ったところであります。また、同時に低所得者の軽減所得判定の見直しも行い、低所得世帯に対する減額世帯の対象が拡大した結果、税率の見直しと併せて、本年度は前年度に比べ1世帯当たり平均約8,000円の減額が図られております。

ご指摘の子どもの均等割減免については、本年6月の第2回定例会の一般質問の際にもお答えしておりますが、本年度からの国保税の改正により、均等割については、軽減が適用されない世帯では1人あたり5,400円の負担増となりますが、低所得世帯に対しては、所得に応じて7割、5割、2割の軽減が適用され、負担が少なくなります。

また、子どもの均等割を全額減免した場合、その費用負担額は、1世帯当たり平均約1,800円増加するものと見込まれ、その分については、子育て以外の納税者、例えば、65歳以上の2人暮らしの年金生活世帯にも求めることになり、公平性・平等性が損なわれる懸念があります。

さらには、国保の制度改革により、県の標準保険料率を基に税率等を見直した初年度であることから、本町では、今のところ子どもの均等割の減免を行う考えはありません。

次に、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

子どもの医療費窓口無料化については、これまでも中谷議員から質問をいただき、お答えしておりますが、特に費用の問題を挙げて、実施しないと答弁しております。窓口無料化を実施した他市町の状況を見ると、すべての市町で医療費が大きく増え、中には2倍以上となった市町もありますが、病院や医療機関が無料でサービスをしてくれるわけでもなく、その費用を税金で賄うことで、他の行政サービスを諦めなければならないことにもなります。

そのようなことから、町では、保護者の皆様に、受診の都度、医療に掛かったコストを知っていただくことが重要と考え、償還払い方式を前提として、全額無料となる助成制度を設けているところであります。

先日の日本経済新聞で、政府は、緊急性の低い患者が来ないように、時間外の診療報酬に高い点数を設定している。しかし、自治体がすべて無料にしてしまうところした政策の意味がなくなってしまう、と掲載されておりましたように、窓口無料にした場合、時間外診療分が加算されていることの認識が薄くなってしまいます。また、窓口無料化をした場合でも、後で医療費通知が届きますが、受診された方が明細を見てコスト意識を持っていただくまでの効果はないように思われます。

本町の場合は、申請が必要ですが、18歳まで子どもの医療費は自己負担がなく、全額無料であります。助成方法にあたっては、後の世代の負担まで考慮しながら、慎重に対応していく必要があると思えますし、限られた財源の中で優先度の高いものから実施していくべきであると考えておりますので、窓口無料化は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 山本学校教育課長。

山本政人学校教育課長 はい、議長。

中谷議員のご質問について、お答えをさせていただきます。まず、指定通学路に面したブロック塀対策についてでございます。

中谷議員ご指摘の防災・安全交付金等の促進事業については、住宅・社会資本の整備事業を促進するために、まず、基幹事業を行う必要があり、その基幹事業の効果を高めるため付随的に行う事業のことであり、現在の制度においてブロック塀対策のみでは対象となりません。

また、本町では、交通安全施設等整備事業に関する法律施行令で定める、1日40人以上通行、校門から1キロメートルという規定に基づく指定通学路はありません。通学区域が広く、スクールバスや路線バス対応が多い本町では、毎年度、実態に基づき児童生徒が通学で歩行する道路について、学校近隣以外の道路も通学路として各学校から報告があり、その報告をもとに、毎年、通学路安全点検を実施し、改善に向けた取り組みを行っております。

通学路は、児童生徒の動向により毎年変わることから、町内の全町道が通学路となる可能性があり、区間を限定した指定通学路がない現状では、先の第3回定例会において、中谷議員のご質問にお答えしたとおり、国の補助制度の動向を踏まえて検討したいと考えております。

次に、小中学校体育館へのエアコン設置についてであります。

この件につきましては、先の第3回定例会においてお答えしたとおりであり、小中学校の体育館のエアコン設置については、現時点で整備する考えはありません。また、避難所としての体育館につきましても、同様に先の定例会でお答えしたように、災害時における避難所は、まず、冷暖房設備の整った公共施設を優先して開設し、小中学校の体育館を避難所として開設しなければならないような大規模災害の場合においては、町と災害時応援協定を締結している関係機関や県が協定している団体からのリース等で対応することといたしております。

なお、エアコン整備に係る財源であります。緊急防災減災事業債を活用することは、つまり借金をすることであり、その整備に多大な費用がかかることで、町の財政に影響を与え、後年度町民に負担を強いることとなります。今後、町税の減収や合併算定替による普通交付税の縮減により財政状況が一層厳しくなることを見込まれる中、各種事業の取捨選択を行い、財政運営をしていかなければならないことから、体育館のエアコン整備する考えはございません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい議長。

2点について再質問をさせていただきます。

1点は、ブロック塀対策、そして、エアコン設置についてですけれども、特にブロック塀、グリーンベルトと言いますか、通学路にありますペイントをしたグ

リーン帯ですね。少なくともあそこの対策は必要ではないかと思えます。エアコンの設置でもそうですが、いずれも国はその必要性を認めて補助することを決めていますから、こちら側もいろいろ工夫をして大いに活用すべきと思えます。ただ、体育館へのエアコン設置への事業債は緊急ということで、現段階では2020年度までとなっていますので、早く決断すべきと思えます。

2点目は、子どもの医療費窓口無料化ですが、県下では実施していないのは、七尾市と本町だけとなり、全国的にも数えるほどになっています。私どもが行わせていただきました町民アンケートでもたくさんの要望・署名をいただいております。お金と手続きの2つのハードルがとても大変だと書いてあります。たくさんの保護者の皆さんのお声とともに、子どもの医療費窓口無料化を求めるものがあります。

以上でございます。

南政夫議長 小泉町長。

山本学校教育課長。

山本政人学校教育課長 議長。

中谷議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。まず、1点目のグリーンベルトのところでのブロック塀については、対処すべきではないかというご質問でございます。

ブロック塀だけではなく、通学路のいろんな危険地帯と言いますか、危険な部分に関しては、各学校から通学路についての危険箇所という報告がございまして、町としては、警察それからまち整備、学校教育等々、関係機関と連携をいたしまして、毎年、通学路安全点検というものを実施いたしております。その中で、ブロック塀も含めて、安全に対する施策を講じていきたいというふうに考えております。

それからエアコンでございますけども、今、文科省で全国的に猛暑・酷暑がということで、文科省のほうでも補助制度を創設いたしておりますが、その制度概要の中で、各学校における教室の空調設備というふうに、資料の中では、教室というふうに記載してございますので、体育館は想定していないものというふうに認識をいたしております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

子どもの医療費窓口無料化についての再質問にお答えをいたします。

もし窓口無料化したときは、費用が増えると言うようなお話をさせていただきました。これにつきましては、県からの助成は1割程度見込んでおるんですけども、現在、5,000万近くの医療費かかっております。窓口無料化を実施した場合、約2倍、例えば4,000万円、システム変更とかデータ提供の委託料であるとか、そして、医療費にかかったとしましたら、そのかかった経費の増額分というのは、9割が町民の皆様からの税金から賄うことになります。

国保の均等割の減免のところでも申しましたが、その際は、子育て世代以外の納税者からもご負担いただくことになります。仮に、4,000万円経費が上がったとしましたら、一世帯当たり5,000円の分を皆様の税金から賄わなければいけないのかなと思っております。こうしたことで、公平性の観点からなかなか実施は難しいのではないかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(午前11時47分 稲岡健太郎議員退室)

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

おはようございますから、こんにちはと言う、午前から午後にかかる質問となるかと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思います。私のほうから6点到りわたり質問したいと思います。

第1番目に、富来金山についてでありますけれども、先ほどの寺井議員との質問とちよっと重なる部分もありますけれども、よろしくお聞きしたいと思います。富来金山につきましては、今後の調査の結果の展示・公開予定をお聞きしたいと思います。

富来金山については、6月12日の議会全員協議会で観光開発をしないと表明し、また、10月には、観光地化を断念という報道があったわけですが、開発断念については、賢明な判断であったと評価したいと思います。

富来金山については、調査によってよい資料が得られたということですし、しかも、既にデジタル化されているとのことですが、今後どのような形で公開する予定かをお聞きします。

2番目に、自然災害に対する備えについて 今後の対策をお聞きします。

今年は、本町も含めて全国的にも自然災害が多発した年であったと思います。町内では、2月の水道管凍結から8月末の大雨による大災害まで、地震以外は大方経験したのではないかと思います。

先月末には、中能登土木総合事務所で水害発生時の減災をめざす中能登地区の協議会が開催されています。さまざまな課題や問題点が指摘されたことと思います。他の自治体の被害の経験から学ぶべき点はあったかと思えます。まずは、その点からお聞きします。

今年の全国的な災害では、さまざまな課題が指摘されており、参考になる指摘もあり、町としても今後も計画的に取り入れてみてもよいかと思う項目もあります。災害によっては停電も十分考えられるので、避難所では暗闇で、あるいは、小さな明かりでの作業も強られることも考えられ、その時の対応に電気自動車から電気を供給してもらうことも必要で、公用車を順次切り替えていくことも必要だという防災危機管理者もいます。

また、昨今は携帯電話の時代となっていますので、充電する機器の備えも必要とされます。これなど個人で備えている人もいるかと思いますが、避難所でもある程度備蓄品として備えておくべきことも必要かと思えます。個人で事前にそろえる防災関連用品と町として備蓄すべきものとは当然違いますが、いずれも計画的に備えていくべきです。

また、日本の避難所は、夏は暑くて冬は寒い、固い体育館の床に雑魚寝、トイレも限られておりできれば避難所で生活したくない、それで逃げずに家にいたという人も結構いるようです。今回の原子力防災訓練では、段ボールの床と間仕切り、テントで弱者の空間を確保する場の設定などが展示されていたので、避難所の改善はかなり進んでいると思いますが、住民が出かけたくなるような避難場にするのが大事だとこれまでの幾多の災害の経験から指摘する学者もいます。

(午前11時50分 稲岡健太郎議員入室)

電気自動車から避難所へ電気の供給については、検討する価値は十分あると思いますが、町長の考えをお聞きます。携帯電話の充電器についても各避難所に備品として置いておく、また、住民が出かけたくなる避難所の工夫も常日頃からやっておくべきではないかと思いますが、併せて町長の考えをお聞きします。

3番目に、福祉避難所の整備状況についてお聞きします。

12年前の能登半島地震で、全国で初めて輪島市で福祉避難所が開設されたわけですが、今や福祉避難所の開設は当たり前のこととなり、いかにして運営していくかが問われている時代となってきています。内閣府も在宅難病患者や妊産婦などの概数を把握し、その数に合わせた福祉避難所を指定するよう求めています。また、要配慮者約10人に対し、支援者1人の配置も求めています。

そこでお聞きします。福祉避難所の整備は内閣府の求めに対応できているのかお聞きします。

4番目に、原子力防災訓練での原発防災に対する実効性は確保されたのでしょうかお聞きします。

11月11日の原子力防災訓練に、私も地域住民の1人として能登町まで避難する訓練に参加してきました。わずかな体験で全体を語れませんが、実効性はと問われれば疑問を感じずにはおられません。工夫が欲しかったと思います。

稗造地区から能登中学校まで2台のバスで避難したわけですが、1台はバス搭乗者全員のスクリーニング検査訓練ということであり、あと1台については、フリーパスのような印象を受けましたが、能登空港でのスクリーニング担当者からのきめ細かい説明があってもよかったのではないのでしょうか。

また、避難場所の能登中学校では、段ボールの床や間仕切り、省エネでの調理等がありました。だが、実際の事故時とは違う避難場所でしたので、事故時の実際の校舎にも訓練後バスで立ち寄ってもよかったと思います。避難場所を確認するのも大事な訓練だと思います。空き校舎と聞いていますので、どの程度管理されているのかも確認しておけば、後の準備にも役立つというものです。

全国原子力発電所所在市町村協議会でも原発の安全性や原子力防災対策の実効性の向上などを要望しているようですが、今回の訓練で実効性はどのくらい確保されたと判断しているのでしょうかお聞きします。

5番目に、原発事故時には女性職員の屋外での活動は控えるべきだが、町は対応措置をとっているのかお聞きします。

2016年に、関西の市民グループが原発事故時の自治体の職員配置について、女性を除くようにと政府に要望し、交渉をしています。そのとき内閣府は、実際の事故時には若い職員は外すべきと回答し、関係自治体には改めて周知を実施して

おりますと回答しています。町も当然通知を受けていると思いますが、事故時には女性職員が屋外で誘導係などをする業務から外す任務分担になっているのかどうかお聞きします。

(午前11時54分 下池外巳造議員退室)

最後に、ヨウ素剤の事前配布は進んでいるのかお聞きします。

以前にも原発事故時にヨウ素剤を飲むことで放射性ヨウ素から被ばくを防ぐことができるが、飲用については時間との勝負だから事前配布するようにと、実物をお見せして質問したことがあります。

2016年9月13日の規制庁マニュアルでは、APZ 5キロ圏内、UPZ 30キロ圏内にも事前配布を勧めています。このマニュアルでは、注意事項まで含めてきめ細かく説明がなされておりますが、町長も目をとおしたことがあると思います。

全国の原発立地自治体や30キロ圏内にある自治体の中には、既に事前配布を済ませている自治体もあります。規制庁の通達から既に2年経過していますが、志賀町のヨウ素剤事前配布が遅れている原因をお聞きします。併せて、ヨウ素剤の事前配布はいつまでに済ませる予定なのかもお聞きします。

以上をもちまして質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員のヨウ素剤の事前配布についてのご質問にお答えをいたします。

安定ヨウ素剤については、国の原子力災害対策指針等において、5キロ圏内では、住民への事前配布、5キロから30キロ圏内では、自治体が備蓄し緊急時に配布することが原則とされているところであり、現在、町の全域が30キロ圏内となる本町においては、町内の住民等が服用する分を適切に備蓄しているところであります。

現時点で、事前配布は行っておりませんが、原子力規制委員会からは、長期停止している原子炉からは、放射性ヨウ素は放出されないため、安定ヨウ素剤の服用が必要な事態は生じないとの見解が示されております。一方で、国からは、マニュアルが示されているものの、医師による配布の判断基準、期限切れ薬剤の円滑な更新方法、副作用や誤飲等に対する救済制度などが十分に示されていないのが現状であります。

町としては、引き続き、全国原子力発電所所在市町村協議会などを通じて、国に対して、マニュアルの明確化等を求めていくとともに、事前配布の実施時期について、県と慎重に協議をしていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 山下企画財政課ふるさと創生室長。

山下光雄企画財政課ふるさと創生室長 はい、議長。

堂下議員の富来金山についてのご質問にお答えいたします。

富来鉱山につきましては、昨年度、数十か所の坑道口や試掘跡、精錬所跡地などを調査するとともに、当時鉱山を採掘していた民間企業から貴重な資料を多数お借りし、複製物の作成やデジタル化の作業を行ったものであり、町としては非常に貴重な歴史的資料であると認識しております。

議員ご質問の調査結果の展示・公開予定につきましては、多くの皆様に公開していくことも重要であり、今後は教育委員会と連携し、2か所の図書館において実施していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 荒川環境安全課長。

荒川仁環境安全課長 はい、議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。まず、自然災害に対する備えについてであります。

議会初日の提案理由で町長が申し上げましたとおり、この1年は本町においても自然災害が多発した年でありました。改めて、自然災害に対する備えや対策の重要性を認識させられ、この経験を教訓として今後の防災・減災対策に活かしていかなければならないと実感しているところであります。

議員ご質問のとおり、11月27日に開催されました中能登地区大規模氾濫減災協議会では、8月31日から9月1日に発生した断続的に降り続いた豪雨による各市町の対応や被害状況の報告をはじめ、避難勧告の発令を支援するホットラインの実施状況や平時からの住民等への周知・教育・訓練のほか、各市町で実施した消防団参加の水防訓練や地域住民が参加した防災訓練の事例発表も行われたところであります。

(午後12時00分 下池外巳造議員入室)

ご質問の、防災にかかる克服すべき課題については、住民避難や水防活動の実施体制をはじめ、インフラの整備等、非常に多岐に渡るものでありますが、住民避難においては、気象台や土木事務所とのホットラインを活用した的確な避難勧告や指示の発令のほか、各地区においても防災訓練や研修会の開催を促し、一人でも多くの住民が参加をすることで、地域の地形等の把握や複数の避難経路を確認するなど、更なる防災意識の高揚を図っていくことが重要であると考えております。

また、携帯電話やスマートフォンは、家族等との連絡や情報を取得するための非常に重要なツールとなっております。9月に発生をしました北海道胆振東部地震では、避難所において、充電のための順番を待つ様子が、テレビ等で報道されておりましたが、町としても、災害時における非常用電源の確保は、大変重要であると認識をしております。

これまで整備してきた放射線防護施設では、非常用発電機の設置を行っており、また、平成28年度に主要な避難所周辺に整備をした太陽光パネルによる発電、蓄電設備を備えた避難誘導灯には、携帯電話等の充電可能なコンセントを設けており、災害時には、活用できるものと考えております。このほかに、通信手段の確保に関しては、NTTにより、災害用特設公衆電話の回線の整備を町内の避難所においても進めており、災害時において迅速に優先電話の設置が可能になるものと考えております。

なお、避難所はあくまでも災害による危険を回避し、住民の安全を確保する場所であるとともに、避難が長期化する場合には、やむなく避難生活を送るための場所として設置をするものであり、避難勧告等の発令により、住民が躊躇することなく避難ができるよう、良好な環境の整備、質の向上に努めていきたいと考えております。

また、電気自動車による避難所への電源供給については、避難所運営に必要な電力量の確保など、不透明な点もあることから、現時点では、非常用発電機の未設置の施設を避難所として開設する場合には、災害時応援協定を締結している事業者から、発電機のリース等で対応したいと考えております。

次に、福祉避難所の整備状況についてであります。

福祉避難所は、災害時に高齢者、障害者、乳幼児等、特に配慮を要する方が滞在することを想定し、円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談や支援等を受ける施設として位置付けされております。現在、町では、社会福祉法人はまなす会及び医療法人社団同朋会と福祉避難所に関する協定を締結しており、当該団体が管理・運営をするはまなす園、有縁の荘など、8か所の施設が福祉避難所として利用可能となっております。

災害時における支援員としては、福祉避難所をはじめ、一般の避難所にも保健師を派遣することとしており、要配慮者が必要な支援を受けることができる体制を整えているところであります。

また、県の地域防災計画におきましても、要配慮者の受入先の調整や専門的な人材の確保を行うことが規定をされており、町の施設や人材が不足した場合にも十分な支援を求めることができます。このほか、災害時等の相互応援に関する協定を白山市や福井県高浜町などと締結しており、災害が発生した際には、要配慮者を含む被災者の受入や支援等を要請していくことにより、内閣府のガイドラインに沿った配置は可能であると考えております。

今後も高齢者や体の不自由な方、乳幼児等の要配慮者につきましては、関係機関や地域との連携を強化し、さまざまな状況を想定しながら対策を講じていかなければならないと考えております。

次に、原子力防災訓練の原発防災に対する実効性についてであります。

原子力防災訓練における住民避難訓練については、災害を想定し、防災行政無線や緊急速報メールなどの情報把握後に避難行動をとっていただくものであります。地震により通行不能な道路も予想されることから、複数のルートを用い、途中のスクリーニングポイントでの検査後、広域指定避難所へ向かうものであります。また、住民の訓練とともにスクリーニングを行う従事者の訓練も兼ねており、色々なパターンを想定した訓練を行ったことから、参加者によっては訓練内容が異なる場合もありました。

なお、職員から詳細な説明ができなかったことについては、本来、バスに添乗し、避難誘導にあたった職員が住民に明確な説明をすべきところでしたが、住民の方々には分かりにくいものであったということでもありますので、来年度以降の訓練では、派遣をする職員の研修を強化し、避難誘導等の対応力の向上

を図っていきたいと考えております。

また、指定避難所とは別の避難所を使用したとのご指摘については、避難訓練終了後の帰路の行程に組み込むなど、住民の皆様実際に指定されている避難所の位置を確認していただけるようにしていきたいと考えております。さらに、毎年の訓練において、参加した住民や職員など、すべての方にアンケートを実施しており、記載されているご意見やご指摘を踏まえ、県や関係機関と協議の上、改善を図っているところでもあります。

住民の避難をサポートする職員の習熟度を上げていくことは勿論のことではありますが、多くの住民の方が繰り返し訓練に参加していただくことで、理解度を深め、実効性を高めていきたいと考えております。

次に、原発事故時には女性の屋外での活動は控えるべきとのご質問についてであります。

まずはじめに、議員ご質問の内閣府から実際の事故時には若い職員は外すべきとの周知についての通知等は受けておりません。ただし、原子力規制委員会の安定ヨウ素剤の服用の解説書では、屋外での業務が長期化する場合には、安定ヨウ素剤の連続服用も考慮し、妊娠中、授乳中、妊娠可能な女性は除くべきとの指針が示されております。

現在実施しております原子力防災訓練では、これらの事情は特段考慮しておりませんが、職員の訓練への参加については、今回の原子力災害を想定した訓練のみならず、多発する自然災害における住民避難等にも、柔軟に対応できる職員の育成も視野に入れており、こうした訓練等を通して、防災技能の向上とともに、住民の避難行動の把握、理解を図ることも目的としているものであります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 何点か再質問をさせていただきます。

第1番目のヨウ素剤の事前配布についてでありますけれども、志賀町と、いわゆる姉妹都市であります福井県の高浜町では、いわゆるPAZ、5キロ圏ですけれども、たまたま地区によっては、5キロ圏と6キロ圏の間に挟まる地区があるということで、6キロ圏内では事前配布をしているという実績があります。さらに、30キロ圏内におきましても、今後、町と県と協議して国に要望し

ていきたいと言っておりますので、その方向でこれからいろんな自治体が増えてくると思います。再度検討をお願いしたいと思います。

金山の関係ですけれども、学校関係とか教育委員会も含めて、図書館とか含めて公開していくと聞きましたけれども、いつ頃かを聞きたかったものですから、いつ頃かをわかる範囲でお願いしたいと思います。

最後にですね、原発事故時のときの女性職員の屋外での活動についてでありますけれども、訓練のときはいろんな意味で、自然災害を含めた形の訓練でしょうからそれはわかりますけれども、実際の事故時においては除外すべきだと言うのは、国の考え方だと思いますので、実際の事故時にはどういう予定をしているのか聞きたかったんです。

以上、質問といたします。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 堂下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ヨウ素剤の事前配布についてのご質問でありますけれども、先ほども言いましたように、県と慎重に協議をしながらですね、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、金山のことについてでありますけれども、公開までには数か月かかるようでありますので、来年度には公開できるよう進めていきたいと考えております。

続いて、実際の場合でも女性の屋外での活動は控えるべきだという質問についてでありますけれども、当然でありますけれども、実際の場合には、妊娠等をしている女性については、屋内での仕事に従事していただくよう配慮していきたいと考えております。

以上であります。

(午後12時13分 福田晃悦議員退室)

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

皆さんごきげんよう。3番 稲岡です。私で最後の質問者になります。もうしばらくお付き合い願います。それでは、通告に従いまして2点質問したいと思います。

1点目は、事前合宿誘致と今後の展望についてお聞きしたいと思います。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレスリング競技の事前合宿誘致のため、今月19日からアゼルバイジャン及びジョージアへ議長とともに町長は向かわれるわけですが、誘致が実現した場合、本町の受け入れ態勢をどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。アゼルバイジャンは、アゼルバイジャン語、そして、宗教はイスラム教だったかと思いません。その他、風習・文化・食事など、これまで石川県が受け入れてきたインバウンド人口の大半を占める中国・台湾の人々や、あるいは英語圏の人々とはまったく違った準備が必要になってくるのではないかと思います。

想定される施設等の整備や、ハラール食と言うんですか、飲食店への協力要請、また、宿泊施設等の準備等いろいろな準備が必要になってくるものと思われま。また、住民側にもそういった海外の方々を受け入れ、もてなす意識の醸成、町全体の気運の醸成、そのための啓発活動が今以上に必要になってくるものと思われま。町長の考えをお聞かせください。

アゼルバイジャンは、現在、第2のドバイと呼ばれるほど経済成長が著しい国であり、また、世界有数の親日国としても知られております。現地では、近年、日本食に対する関心も高まっていると聞いております。今回、町を代表して、議長、町長、2人で現地まで足を運ばれるとのこと、私ども志賀町の人間が東欧諸国まで行く機会はほとんど無いと思われま。

先日、志賀ころ柿が大阪での初競りで最高額を更新したとお聞きしておりますし、石川県にはアゼルバイジャンとの定期貨物便もあります。ぜひ志賀町の農産品・特産品を、これを機会に売り込んできていただきたいと思われま。

まだ誘致が決まったわけではございませんが、今回のことを契機に志賀町と東欧諸国との交流をより活性化すべきと考えますが、今後の町とあちらとの活性化に向けた展望をお聞かせ願われま。

(午後12時16分 福田晃悦議員入室)

次に、色覚チョークについてお聞きしま。

日本人男性の20人に1人、女性の500人に1人は先天性の色覚特性があるそうです。文部科学省は、色覚が異常と判別される者であっても大半は支障なく学校生活を送ることが可能である等の理由から、2003年度より色覚検査を小学校の定期健康診断の必須項目から削除いたしました。そのために自分自身の色覚の特性

に気づいていない児童生徒も少なくないと聞き及んでいます。

色覚チョークは、そのような色の見え方が違う人に配慮したチョークであり、また、視力の弱い人に対しても、一般的なチョークよりも見やすいようにカラーデザインがなされており、目のバリアフリーを目指した教材であると言えます。一般的なチョークと金額の差もほとんどないため、町内の学校に採用すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で、質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の事前合宿誘致と今後の展望についてのご質問にお答えをいたします。

東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致が実現した場合の受入態勢については、主会場となる総合武道館や総合体育館は、一昨年から改修工事を実施して、空調設備やトレーニングルームの整備により、国際競技連盟の施設要件を満たしておるところであります。

宿泊施設については、ベッドルームやサウナを完備するロイヤルホテル能登を予定しており、相手国の要望する料理に対応できるとのことで、選手にストレスのかからないよう調整を進めているところであります。なお、通訳については、英語以外の言語も必要となる場合がありますので、今後は、相手国に応じた通訳を手配していきたいと思っております。

次に、住民との交流につきましては、世界トップレベルのアスリートとの交流や海外の文化に触れる絶好の機会となりますので、子ども達を含め、練習見学会や交流事業を計画していきたいと考えております。また、今回の訪問では、JA志賀のころ柿など、本町の特産品や農産品を積極的にPRしていきたいと考えております。

なお、JA志賀のころ柿は、現在、台湾・香港・シンガポール・中国向けに輸出をされており、現在のところヨーロッパ方面への計画はないとのことでありますが、今回の訪問を機に、新たな市場開拓や販路拡大に向け、JA志賀と検討を進めていきます。

最後に、今後の展望については、先程の南正紀議員のご質問にお答えしましたように、スポーツ以外にも文化交流や産業的交流などを推進し、地域の活性化に

つなげていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。なお、色覚チョークについてのご質問については、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

南政夫議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長：議長。

稲岡議員の色覚チョークについてのご質問にお答えをいたします。

学校における色覚検査については、差別やいじめの要因となるおそれがあることや、異常判別者にも大過なく学校生活が可能ということで、平成15年度の定期健康診断から必須項目除外となり、希望者に対して個別に実施するものとされました。その後、眼科学会から、在学時に検査しないことで自身の色覚異常に気付かず、就職時にはじめて判明し就業に支障が生じるという問題が指摘され、学校保健安全法施行規則の改正を受けて、平成28年度から保健調査票に、色覚が心配という項目を追加しています。

色覚異常については、ほとんどの場合、緑と赤が混在した場合に識別がしにくいといったことから、学校生活においては、特に、緑の黒板に赤のチョークを使用した場合に見えにくいという状態が想定されます。

本町では、まず、4月当初に、健康診断の問診となる保健調査票を児童生徒の保護者に提出いただき、色覚が心配という項目にチェックがあった場合に、改めて色覚検査同意書をいただき、他の児童生徒に認知されないよう配慮した上で、学校において石原式コンサイス版により簡易検査を行い、異常が懸念される場合に専門医師の受診を勧奨しております。

医師による診断の結果、色覚異常が認められた場合には、職員会議等において全教員で情報を共有し、学校での生活に配慮するよう心掛けております。また、小学校から中学校への進学時には、情報を引き継ぎ、適正に対応をしているところでございます。

ご質問の色覚チョークの採用についてであります。現在、町内の4校ともに、色覚異常と診断された児童生徒が在籍し、小学校では796人中5人、中学校では442人中4人という状況であり、その対応として、志賀小学校と富来中学校では、既に色覚チョークを導入し、富来小学校と志賀中学校においても、色覚に影響の

ない色や蛍光チョークを使用し、配慮しているところでございます。

先進事例では、色覚異常の児童生徒だけでなく、他の児童生徒においても色彩が鮮明で見やすいという意見もあることや、検査を受けずに潜在的に色覚異常を有する可能性もあり、今後は、全校で順次色覚チョークに切り替えるとともに、現在、検査希望者が少ないことから、検査の重要性について保護者に対し更なる周知を図っていきたいと考えております。

以上 稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

アゼルバイジャン諸国との東欧諸国との今後の展望について再質問いたします。

私、調べたところ、アゼルバイジャンのほうで、去年、今年ですか、今年、去年とジャパンフードエキスポというものが開催されているようで、インターネットで拝見したところ、富山県の物産品が確か置かれていたように思います。日本からたくさんの商社の方が特産品を持って、そこで現地のバイヤーと交渉等していた風景が見られましたので、次回以降、もしそういった機会がございましたら、志賀町としてもJAと協力等して、特産品の売り込みに、販路拡大を更にしていきたいと思っております。

併せて、オリンピックの件なんですが、オリンピックレガシーという言葉、ご存知の方おいでると思っております。レガシーというのは遺産という意味で、オリンピックがもたらした有形無形のものでございます。

先の東京オリンピックでは、例えば、東海道新幹線、あるいはスタジアム等の競技施設が有形のレガシーと呼ばれ、また、無形のレガシーとしては、ボランティア文化や、また、ピクトグラムですか、文字情報等、また、スポーツ文化の振興等、多くのオリンピックレガシーと言うものが現在も残されております。

今回のオリンピックにもそういったものを期待する動きがありますが、各自治体でも、そういったオリンピックレガシーと言うものを見据えた準備、その後の展開と言うものをお願いしたいと思っております。一過性のものでなく、先の準備からその後の将来を見据えた地域の活性化を、今回のオリンピックを活かして発展していくような、そういった展望をお願いしまして再質問といたします。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず、特産品や農産品の積極的なPRを、アゼルバイジャンやそういう相手国に対して積極的にPRするということでもありますけれども、先ほど言いましたように、文化交流や産業的交流なども今後は展開していきたいと考えておりますので、JAと検討しながら新たな市場開拓や販路拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、オリンピックレガシーについてでありますけれども、これについても、今後ですね、相手国とホストタウンとして国際的な交流を進め活力ある地域づくりにつなげていきたいと考えておりますので、今後ますます期待をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

南政夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 報告第27号及び第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに請願第7号及び第8号（委員会付託）

南政夫議長 次に、町長提出 報告第27号及び28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに請願第7号及び第8号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

南政夫議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明12日から17日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明12日から17日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月18日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前12時34分 散会）